

「損害保険会社の保険計理人の実務基準」改正案 新旧対比表

(目次)

項目	実務基準（改正案）	実務基準（現行）
目次	目次 (第1章 総則) 第1条 (実務基準) ······ 1 第2条 (保険計理人の確認業務) ······ 1 第3条 (意見書の取締役会への提出等) ······ 1 第4条 (監査役等との協力) ······ 1 第5条 (実務基準の改定) ······ 1 第6条 (規定の準用等) ······ 1	目次 (同左)
	(第2章 責任準備金に関する確認) 第7条 (確認の目的) ······ 3 第8条 (責任準備金の定義) ······ 3 第9条 (確認の内容) ······ 3 第10条 (確認の手続き) ······ 3 第11条 (1号収支分析の手法) ······ 4 第12条 (1号収支分析(1)) ······ 4 第13条 (1号収支分析(2)) ······ 5 第14条 (1号基本シナリオ) ······ 6 第15条 (コンバインド・レシオ法の使用等) ······ 8 第16条 (追加責任準備金) ······ 8 第17条 (留意事項) ······ 10	(同左)
	(第3章 契約者配当に関する確認) 第18条 (確認の目的) ······ 11 第19条 (契約者配当の定義) ······ 11 第20条 (確認の内容) ······ 11 第21条 (確認の手続き) ······ 11 第22条 (留意事項) ······ 11	(同左)
	(第4章 事業継続に関する確認) 第23条 (確認の目的) ······ 12 第24条 (確認の内容) ······ 12 第25条 (事業継続に関する確認の手続き) ······ 12 第26条 (基準年度の翌年度の収支の額) ······ 13 第27条 (事業継続困難となる場合の手続き) ······ 13 第28条 (削除) 第29条 (留意事項) ······ 14	(第4章 財産の状況に関する確認) 第23条 (確認の目的) ······ 12 第24条 (確認の内容) ······ 12 第25条 (事業継続に関する確認の手続き) ······ 12 第26条 (基準年度の翌年度の収支の額) ······ 13 第27条 (事業継続困難となる場合の手続き) ······ 13 第28条 (ソルベンシーに関する確認の手続き) ······ 14 第29条 (留意事項) ······ 16

項目	実務基準（改正案）	実務基準（現行）
	(第5章 I B N R 備金に関する確認) 第30条（確認の目的）…………… 15 第31条（支払備金の定義）…………… 15 第32条（確認の内容）…………… 15 第33条（確認の手続き）…………… 15 第34条（留意事項）…………… 16	(第5章 I B N R 備金に関する確認) 第30条（確認の目的）…………… 17 第31条（支払備金の定義）…………… 17 第32条（確認の内容）…………… 17 第33条（確認の手続き）…………… 17 第34条（留意事項）…………… 18
	(第6章 意見書等の記載事項) 第35条（総論）…………… 19 第36条（責任準備金に関する事項）…………… 19 第37条（契約者配当に関する事項）…………… 20 第38条（事業継続に関する事項）…………… 20 第39条（I B N R 備金に関する事項）…………… 21	(第6章 意見書等の記載事項) 第35条（総論）…………… 21 第36条（責任準備金に関する事項）…………… 21 第37条（契約者配当に関する事項）…………… 22 第38条（財産の状況に関する事項）…………… 22 第39条（I B N R 備金に関する事項）…………… 23
	(附則) 附則第1条（適用時期）…………… 22 附則第2条（経過措置）…………… 22	(附則) 附則第1条（適用時期）…………… 24 附則第2条（経過措置）…………… 24
	公益社団法人 日本アクチュアリー会 平成19年3月19日 制定 平成20年2月27日 改正 平成22年1月28日 改正 平成23年12月22日 改正 平成26年3月3日 改正 平成29年3月3日 改正 <u>令和8年3月●日 改正</u>	公益社団法人 日本アクチュアリー会 平成19年3月19日 制定 平成20年2月27日 改正 平成22年1月28日 改正 平成23年12月22日 改正 平成26年3月3日 改正 平成29年3月3日 改正

(第1章 総則)

項目	実務基準（改正案）	実務基準（現行）
第3条（意見書の取締役会への提出等）	<p>4. 保険計理人は、監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会の指名した監査委員。以下同じ。）および会計監査人へ監査を受けるべき計算書類が提出された後、意見書および附属報告書の内容が確定した後遅滞なく、監査役および会計監査人に対し、意見書および附属報告書の内容を通知しなければならない。</p>	<p>4. 保険計理人は、監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会。以下同じ。）および会計監査人へ監査を受けるべき計算書類が提出された後、意見書および附属報告書の内容が確定した後遅滞なく、監査役および会計監査人に対し、意見書および附属報告書の内容を通知しなければならない。</p>
第6条（規定の準用等）	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>（中略）</u></p> <p>5. 外国保険会社等にあっては、規則第64条は同第146条と、同第70条は同第151条と、同第72条は同第152条と、同第76条は同第155条と、同第79条の2は同第157条の2と、同第80条は同第158条と、同第81条は同第159条と読み替える。また、この実務基準中「保険計理人」とあるのは「日本における保険計理人」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、「取締役会」とあるのは「日本における代表者」と、「貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、「保険業の継続」とあるのは「日本における保険業の継続」と、第3条第1項中「計算書類を承認する」とあるのは「業務報告書の提出期限の3週間前までに」と、同条第4項中「監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会の指名した監査委員。以下同じ。）および会計監査人へ監査を受けるべき計算書類が提出された後、意見書および附属報告書の内容が確定した後」とあるのは「意見書を日本における代表者に提出した後、」と、第10条第1項第1号中「法第4条第2項第4号の保険料及び責任準備金の算出方法書」とあるのは「法第187条第3項第4号の日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書」と、第26条第1項中「配当として支出する額」とあるのは「翌年度の本店への送金予定額」と読み替える。</p>	<p>3. 法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第2項は、同第4条第5項において準用する場合を含む。</p> <p>（中略）</p> <p>5. 外国保険会社等にあっては、法第130条は同第202条と、規則第64条は同第146条と、同第70条は同第151条と、同第72条は同第152条と、同第76条は同第155条と、同第79条の2は同第157条の2と、同第80条は同第158条と、同第81条は同第159条と、同第86条は同第161条と、同第87条は同第162条と読み替える。また、この実務基準中「保険計理人」とあるのは「日本における保険計理人」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、「取締役会」とあるのは「日本における代表者」と、「貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、「保険業の継続」とあるのは「日本における保険業の継続」と、第3条第1項中「計算書類を承認する」とあるのは「業務報告書の提出期限の3週間前までに」と、同条第4項中「監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会。以下同じ。）および会計監査人へ監査を受けるべき計算書類が提出された後、意見書および附属報告書の内容が確定した後」とあるのは「意見書を日本における代表者に提出した後、」と、第10条第1項第1号中「法第4条第2項第4号の保険料及び責任準備金の算出方法書」とあるのは「法第187条第3項第4号の日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書」と、第26条第1項中「<u>剰余金の処分として支出する額（規則第86条第1項第1号において純資産の部の合計額から控除する剰余金の処分として支出する金額をいう。）</u>」とあるのは「<u>翌年度の本店への送金予定額（告示第1条第4項第4号において日本における保険業の貸借対照表上の持込資本金及び剰余金から控除する翌年度の本店への送金予定額をいう。）</u>」と読み替える。</p>

(第2章 責任準備金に関する確認)

項目	実務基準（改正案）	実務基準（現行）
第11条（1号収支分析の手法）	1. 1号収支分析は、第12条（1号収支分析(1)）または第13条（1号収支分析(2)）に基づき、毎年行うものとする。なお、1号収支分析を行う期間（以下第17条まで「分析期間」という。）は将来10年間とし、保険計理人の判断により、分析期間を全期間（すべての保険契約が消滅等するまでの期間）とする分析を行うことができるものとする（10年間の分析をそれぞれ「1号収支分析(1-1)」、「1号収支分析(2-1)」といい、全期間の分析をそれぞれ「1号収支分析(1-2)」、「1号収支分析(2-2)」という。以下同じ。）。	1. 1号収支分析は、第12条（1号収支分析(1)）または第13条（1号収支分析(2)）に基づき、毎年行うものとし、1号収支分析を行う期間（以下第17条まで「分析期間」という。）は、将来10年間および原則として全期間（すべての保険契約が消滅等するまでの期間）の2種類とする（10年間の分析をそれぞれ「1号収支分析(1-1)」、「1号収支分析(2-1)」といい、全期間の分析をそれぞれ「1号収支分析(1-2)」、「1号収支分析(2-2)」という。以下同じ。）。
第14条（1号基本シナリオ）	2. 1号収支分析(2-2)を行う場合、前項を準用しつつ、長期間の分析であることを踏まえ、必要に応じて将来の変化等を見込む等、1号基本シナリオを合理的に設定したものとする。	2. 前条に定める1号基本シナリオのうち、1号収支分析(2-2)については、前項を準用しつつ、長期間の分析であることを踏まえ、必要に応じて将来の変化等を見込む等、合理的に設定したものとする。
第16条（追加責任準備金）	4. 前項によらず、責任準備金不足相当額の一部または全部の積立てを、健全性を維持できる範囲内での内部留保等の取り崩しにより行う場合においては、ただちに、当該取り崩しを行い、これを責任準備金に繰り入れなければならない。 ただし、将来の内部留保等の繰入れを法定下限未満とすることにより責任準備金不足相当額を解消できる場合は、内部留保等を取り崩さないものとする。 (中略) (削除)	4. 前項によらず、責任準備金不足相当額の一部または全部の積立てを、ソルベンシー・マージン基準を維持できる範囲内での内部留保等の取り崩しにより行う場合においては、ただちに、当該取り崩しを行い、これを責任準備金に繰り入れなければならない。 ただし、将来の内部留保等の繰入れを法定下限未満とすることにより責任準備金不足相当額を解消できる場合は、内部留保等を取り崩さないものとする。 (中略) 7. 保険計理人は、1号収支分析(1-2)または1号収支分析(2-2)の結果について、附属報告書に記載しなければならない。

(第4章 事業継続に関する確認)

項目	実務基準（改正案）	実務基準（現行）
第23条（確認の目的）	実質純資産の状況が、保険業の継続およびその業務の健全な運営の観点から適正な水準にあるかどうかを判断することを目的とする。	財産の状況が、保険業の継続およびその業務の健全な運営の観点から適正な水準にあるかどうかを判断することを目的とする。
第24条（確認の内容）	<p>1. 保険計理人は、規則第79条の2第1号の規定に基づき、<u>将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうかを確認（事業継続に関する確認）しなければならない。</u></p> <p>2. 前項に定められた確認を行うため、次条に定める手続きにより、将来の時点における実質純資産の額（次の各号の合計額とする。以下同じ。）として合理的な予測に基づき算定される額が、保険業の継続の観点から適正な水準を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>① 資産（時価評価。ただし、その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益に係る繰延税金資産を控除した額とする。）から負債（ただし、価格変動準備金、異常危険準備金、算出方法書を超えて計上した払戻積立金の額（追加責任準備金を除く）、配当準備金未割当部分、並びにその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益に係る繰延税金負債を控除した額とする。）を控除した額</p> <p>② 負債性資本調達手段の額（令和7年金融庁告示第74号に定める適格資本に該当するものに限る）</p> <p>③ 外国保険会社等にあっては、法第190条第3項に定める契約金額および持込資本金等の額（日本における保険業の貸借対照表上の持込資本金及び剰余金（翌年度の本店への送金予定額を除く。）の額の合計額をいい、第1号に含まれないものに限る。）</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>1. 保険計理人は、規則第79条の2第1号の規定に基づき、<u>財産の状況に関して、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</u></p> <p>① 事業継続に関する確認 <u>将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。</u></p> <p>② ソルベンシーに関する確認 <u>保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。</u></p> <p>2. 前項第1号に定められた確認を行うため、次条に定める手続きにより、将来の時点における実質純資産の額（次の各号の合計額とする。以下同じ。）として合理的な予測に基づき算定される額が、保険業の継続の観点から適正な水準を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>① 資産（法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第2項に定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額）から負債（同項に定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額）を控除した額</p> <p>② 負債性資本調達手段等の額（告示（平成8年大蔵省告示第50号をいう。以下、この章において同じ。）第1条第4項第5号に掲げる額をいう。）</p> <p>③ 外国保険会社等にあっては、法第190条第3項に定める契約金額および告示第1条第4項第4号に定める持込資本金等の額（第1号に含まれないものに限る。）</p> <p>3. 第1項第2号に定められた確認を行うため、規則第80条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況について、法第130条ならびに規則第86条および第87条の規定に照らして適正であることを確認しなければならない。</p>
第25条（事業継続に関する確認の手続き）	<p>2. 前項第1号の基準日の実質純資産の額の計算にあたっては、前条第2項第2号の額は、基準年度の翌年度末における額として計算するものとし、同項第2号の額（令和7年金融庁告示第74号第38条第1項第2号に定める算入制限のあるTier1資本調達手段を除く。）と同項第3号の額の合計額は、前項第3号の額を上回らないものとする。</p> <p><u>(中略)</u></p> <p>4. 第1項第3号のリスク相当額は、基準日における次の各号に掲げる額を<u>統合</u>した額とする。</p> <p>① 保険リスクに対応する額</p> <p>② 資産運用リスクに対応する額</p>	<p>2. 前項第1号の基準日の実質純資産の額の計算にあたっては、前条第2項第2号の額は、基準年度の翌年度末における額として計算するものとし、同項第2号の額（告示第1条第6項に定める特定負債性資本調達手段を除く。）と同項第3号の額の合計額は、前項第3号の額を上回らないものとする。</p> <p><u>(中略)</u></p> <p>4. 第1項第3号のリスク相当額は、基準日における次の各号に掲げる額を、<u>告示別表第18の算式を準用して合計</u>した額とする。</p> <p>① 規則第87条第1号に定める保険リスクに対応する額</p> <p>② 規則第87条第3号に定める資産運用リスクに対応する額</p>
第26条（基準年度の翌年度の収支の額）	1. 前条第1項第2号の基準年度の翌年度の収支の額は、原則として、基準年度の修正経常損益（次項に定める額をいう。以下同じ。）または基準年度を含む過去3年間の修正経常損益の平均値に、必要に応じてトレンド等を合理的に織り込んで予測した額から、 <u>配当</u> として支出する額を控除した額とする。	1. 前条第1項第2号の基準年度の翌年度の収支の額は、原則として、基準年度の修正経常損益（次項に定める額をいう。以下同じ。）または基準年度を含む過去3年間の修正経常損益の平均値に、必要に応じてトレンド等を合理的に織り込んで予測した額から、剰余金の処分として支出する額（規則第86条第1項第1号において純資産の部の合計額から控除する剰余金の処分として支出する金額をいう。）を控除した額とする。

項目	実務基準（改正案）	実務基準（現行）
	<p>(中略)</p> <p>3. 前項第3号の損益は、次の各号に掲げるもののうち、保険計理人が必要と判断したものとする。</p> <p>① 自然灾害、大口損害等、通常の予測を超える危険に対応する損失 ② 会計制度の変更、保険契約準備金の見積方法、前提の変更等、翌年度以降経常的に発生が見込まれない損益</p>	<p>(中略)</p> <p>3. 前項第3号の損益は、次の各号に掲げるもののうち、保険計理人が必要と判断したものとする。</p> <p>① 自然灾害、大口損害等、<u>前条第1項第3号の基準年度の翌年度のリスク相当額の計算において考慮されている</u>通常の予測を超える危険に対応する損失 ② 会計制度の変更、保険契約準備金の見積方法、前提の変更等、翌年度以降経常的に発生が見込まれない損益</p>
第28条（ソルベンシーに関する確認の手続き）	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>1. 第24条第3項の確認は、次の各号を踏まえたうえで、ソルベンシー・マージン比率（平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号に定める算式により得られる比率をいう。以下同じ。）が、200%以上であることを確認することにより行うものとする。</p> <p>① 法第130条第1号に掲げる額（ソルベンシー・マージン総額）が、規則第86条の規定に照らして適正であること ② 法第130条第2号に掲げる額（リスクの合計額）が、規則第87条の規定に照らして適正であること</p> <p>2. 前項第1号の確認は、次の各号に掲げる額が、担当部門から報告された数値を誤謬なく参照して、規則第86条ならびに告示第1条、第1条の2および第1条の3に定めるところにより計算されていることを確認することにより行うものとする。</p> <p>① 規則第86条第1項第1号に定める資本金又は基金等の額 ② 同項第2号に定める価格変動準備金の額 ③ 同項第3号に定める危険準備金の額 ④ 同項第3号の2に定める異常危険準備金の額 ⑤ 同項第4号に定める一般貸倒引当金の額 ⑥ 同項第5号に定める額（その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益） ⑦ 同項第6号に定める額（土地の含み損益） ⑧ 告示第1条第4項第1号に定める保険料積立金等余剰部分 ⑨ 同項第2号に定める配当準備金未割当部分 ⑩ 同項第3号に定める税効果相当額 ⑪ 同項第4号に定める持込資本金等 ⑫ 同項第5号に定める負債性資本調達手段等 ⑬ 同第1条の2に定める控除額（意図的保有の額） ⑭ 同第1条の3に定める控除額（未償却出再手数料の額） ⑮ 規則第86条第1項に定める繰延税金資産の不算入額</p> <p>3. 第1項第2号の確認は、次の各号に掲げる額が、担当部門から報告された数値を誤謬なく参照して、規則第87条ならびに告示第2条および第3条に定めるところにより計算されていることを確認することにより行うものとする。</p> <p>① 規則第87条第1号に定める保険リスクに対応する額 ② 同条第1号の2に定める第三分野保険の保険リスクに対応する額 ③ 同条第2号に定める予定利率リスクに対応する額 ④ 同条第2号の2に定める最低保証リスクに対応する額 ⑤ 同条第3号に定める資産運用リスクに対応する額 ⑥ 同条第4号に定める経営管理リスクに対応する額 ⑦ 告示第3条に定める額（リスクの合計額）</p> <p>4. 第2項第8号の計算において、告示第1条第4項第1号口（3）に定める額は、原則として、事業継続基準不足相当額とする。</p>

項目	実務基準（改正案）	実務基準（現行）
	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>5. 前2項の確認を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率が、200%未満である場合には、その旨を意見書に記載しなければならない。</u></p> <p><u>6. 保険計理人は、ソルベンシーに関する確認において、その他保険数理に関する事項があれば、附属報告書に記載することができる。</u></p>
第29条（留意事項）	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>3. 保険計理人は、事業継続に関する確認の結果が、過去の確認の結果と著しく相違する場合は、その原因を附属報告書に記載しなければならない。</u></p>	<p>3. 前条第2項第1号、第2号、第10号および第11号の確認にあたっては、計算書類の数値との整合性に留意するものとする。</p> <p>4. 前条第2項第3号および第4号ならびに同条第3項第2号の確認にあたっては、第10条において確認した額との整合性に留意するものとする。</p> <p>5. 保険計理人は、事業継続に関する確認の結果が、過去の確認の結果と著しく相違する場合は、その原因を附属報告書に記載しなければならない。</p>

(第6章 意見書等の記載事項)

項目	実務基準（改正案）	実務基準（現行）
第38条（事業継続に関する事項）	<p>1. 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>① 事業継続に関する確認の結果に対する意見</p> <p>② 事業継続のために対応策を講じることが必要な場合のその対応策</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 事業継続の確認に関する事項</p> <p>イ. 概要 確認の対象範囲 確認方法 基準年度の特記事項 確認結果 考察</p> <p>ロ. 確認方法と使用データ 確認方法 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 実務基準に準拠しない場合はその内容と理由 その他確認の基礎とした事項</p> <p>ハ. 確認結果と考察</p>	<p>1. 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>① 事業継続に関する確認の結果に対する意見</p> <p>② 事業継続のために対応策を講じることが必要な場合のその対応策</p> <p>③ ソルベンシーに関する確認の結果に対する意見</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 事業継続の確認に関する事項</p> <p>イ. 概要 確認の対象範囲 確認方法 基準年度の特記事項 確認結果 考察</p> <p>ロ. 確認方法と使用データ 確認方法 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 実務基準に準拠しない場合はその内容と理由 その他確認の基礎とした事項</p> <p>ハ. 確認結果と考察</p> <p>② ソルベンシーの確認に関する事項</p> <p>イ. 概要 確認の対象範囲 確認方法 基準年度の特記事項 確認結果 考察</p> <p>ロ. 確認方法と使用データ</p> <p>ハ. 確認結果と考察</p>

(附則)

項目	実務基準（改正案）	実務基準（現行）
附則第1条（適用時期）	<u>8. 令和8年3月の改正は、令和7年度の決算から適用する。</u>	
附則第2条（経過措置）	<p>1. 当面の間、第15条第3項の規定に従い1号収支分析(2-1)をその他の方法により行う際には、1号収支分析(2-2)の方法により1号収支分析(2-1)を行い、現在の責任準備金の水準が十分であることの判断を行うことを認める。</p> <p>2. 第24条に定める事業継続に関する確認にあたり、令和16年度決算までは、原則として、以下の取り扱いを認める。ただし、この取り扱いを用いる場合には、附属報告書にその旨を記載しなければならない。</p> <p>① 令和7年度以前に発行された平成8年大蔵省告示第50号第1条第6項に定める特定負債性資本調達手段について、リスク相当額を限度としない令和8年3月改正以前の第25条第2項の取り扱いを継続すること</p> <p>② 第25条第1項第3号のリスク相当額の計算にあたり、令和8年3月改正以前の第25条第4項の取り扱いを継続すること</p> <p>なお、令和8年度決算以降、上記の取り扱いは、前年度から継続する場合に限って認めるものとする。</p>	当面の間、第15条第3項の規定に従い1号収支分析(2-1)をその他の方法により行う際には、1号収支分析(2-2)の方法により1号収支分析(2-1)を行い、現在の責任準備金の水準が十分であることの判断を行うことを認める。